

教育公報

三重県教育委員会

目次

規 則	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	教 員 課	1頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 課	2頁
	○ 三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 課	3頁
告 示	○ 三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示	教 育 総 務 課	4頁
	○ 教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示	教 育 職 員 課	4頁
訓 令	○ 三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令	教 育 総 務 課	13頁
	○ 三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令	教 育 課	13頁
	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教 育 職 員 課	14頁
	○ 三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 課	15頁
	○ 三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 課	15頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学 校 経 理 ・ 施 設 課	16頁
	○ 公立学校の廃止届の受理	学 校 経 理 ・ 施 設 課	16頁
	○ 公立学校の設置届の受理	学 校 経 理 ・ 施 設 課	16頁
お知らせ	○ 三重県職員定数条例の一部を改正する条例	教 職 員 課	17頁

規 則

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十一年三月二十九日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第二号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第一章 (略)	第一章 (略)
第二章 本庁の組織及び分掌事務（第四条―第二十一条）	第二章 本庁の組織及び分掌事務（第四条―第二十一条）
第三章 地域機関の組織（第二十一条―第二十四条）	第三章 地域機関の組織（第二十一条―第二十五条）
第四章 職制（第二十五条―第三十条）	第四章 職制（第二十六条―第三十一条）
第五章 雑則（第三十一条）	第五章 雑則（第三十二条）
附則	附則
(内部組織)	(内部組織)
第四条 本庁に次の各号に掲げる課等を置く。 一～十三 (略)	第四条 本庁に次の各号に掲げる課等を置く。 一～十三 (略)
第十四～十六 (略)	十四 全国高校総体推進課 十五～十七 (略)
第八条 学校経理・施設課の分掌事務は、次のとおりとする。	第八条 学校経理・施設課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 県立学校の財産管理に関すること(他課の所管に属するものを除く)。
- 四〇六 (略)
- (保健体育課の分掌事務)
- 第十七条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一・二 (略)
- 三 県立学校体育施設の使用料に関する条例の施行に関すること。
- 四〇七 (略)

第十八条(略)第二十六条 (略)
第二十七条 前二条に定めるもののほか、特定の事務を処理させるため、次の表に掲げる職を置くことができる。

職	職を置く課所等	職務の権限
学校防災推進監	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 (略)
第二十八条(略)第三十一条 (略)

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十一年三月二十九日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第三号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後
(単位の認定) 第三十四条 高等学校又は特別支援学校の高等部のうち高等学校に準ずる教育課程を実施する課程において、校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が教科・科目及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目及び総合的な探究の時間について、それぞれの単位を修得したことを認定するものとする。ただし、単位の修得の認定は

改 正 前
(単位の認定) 第三十四条 高等学校又は特別支援学校の高等部のうち高等学校に準ずる教育課程を実施する課程において、校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、又は総合的な学習の時間の学習活動を行い、その成果が教科及び科目の目標又は総合的な学習の時間のねらいからみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目又は総合的な学習の時間の学習活動について、それぞれの単位を修得したことを認定する

- 一・二 (略)
- 三 県立学校の財産管理に関すること。
- 四〇六 (略)
- (保健体育課の分掌事務)
- 第十七条 保健体育課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一・二 (略)
- 三(略)
- (全国高校総体推進課の分掌事務)
- 第十八条 全国高校総体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 平成三十年度全国高等学校総合体育大会の開催に関すること。
- 二 配当された予算の令達に関すること。

第十九条(略)第二十七条 (略)
第二十八条 前二条に定めるもののほか、特定の事務を処理させるため、次の表に掲げる職を置くことができる。

職	職を置く課所等	職務の権限
学校防災推進監	(略)	(略)
特別支援推進監	本庁に限る。	(略)
学校整備推進監	別支援学校の整備に関する事務を処理する。	(略)

2 (略)
第二十九条(略)第三十二条 (略)

学期の区分ごとに行うことができる。

278 (略)

別表一(第二条関係)

高等学校 校名	課程	学科	専攻科
(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立 明野高等 学校	全日制	生産科学科、食品科 学科、生活教養科、 福祉科	
(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立 伊賀白鳳 高等学校	全日制	機械科、電子機械科、 建築デザイン科、生 物資源科、フードシ ステム科、経営科、 ヒューマンサービス 科	
(略)	(略)	(略)	(略)

ものとする。ただし、単位の修得の認定は学期の
区分ごとに行うことができる。

278 (略)

別表一(第二条関係)

高等学校 校名	課程	学科	専攻科
(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立 明野高等 学校	全日制	生産科学科、食品科 学科、流通科学科、 生活教養科、福祉科	
(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立 伊賀白鳳 高等学校	全日制	機械科、電子機械科、 工芸デザイン科、生 物資源科、フードシ ステム科、経営科、 ヒューマンサービス 科	
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 平成三十一年四月一日以後に三重県立高等学校(三重県立特別支援学校の高等部を含む。以下この項において同じ。)に入学した者について適用し、同日前に三重県立高等学校に入学した者(同日以後に編入学した者で同日前に入学した者に係る教育課程により履修する者を含む。)については、なお従前の例による。
- 三重県立明野高等学校全日制課程流通科学科及び三重県立伊賀白鳳高等学校全日制課程工芸デザイン科は、改正後の別表一の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成三十一年三月二十九日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第四号

三重県立高等学校学則の基準に関する規則の一部を改正する規則

三重県立高等学校学則の基準に関する規則(昭和三十三年三重県教育委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
2 (略)	(単位の認定) 第二十五条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目及び総合的な探究の時間を履修し、その成果が教科・科目及び総合的な探究の時間の目標からみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目及び総合的な探究の時間について、それぞれの単位を修得したことを認定する。	(単位の認定) 第二十五条 校長は、生徒が学校の定める指導計画に従って各教科・科目を履修し、又は総合的な学習の時間の学習活動を行い、その成果が教科及び科目の目標又は総合的な学習の時間のねらいからみて満足できると認められる場合には、その各教科・科目又は総合的な学習の時間の学習活動について、それぞれの単位を修得したことを認定する。

附 則

- この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 平成三十一年四月一日以後に三重県立高等学校(以下「高等学校」という。)に入学した者について適用し、同日前に高等学校に入学した者(三重県立学校の管理運営に関する規則第二十二條第一項の規定により同日以後

に入学した者で同日前に入学した者に係る教育課程により履修する者を含む。) については、なお従前の例による。

告 示

三重県教育委員会告示第8号

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示を次のとおり定めます。
平成31年3月29日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子
三重県教育委員会表彰規則取扱要綱の一部を改正する告示

三重県教育委員会表彰規則取扱要綱(昭和25年教育委員会告示第24号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 三重県教育委員会表彰規則(昭和二十五年教育委員会規則第三十三号。以下「規則」という。) 第二条各号のいずれか又は第三条の規定に該当すると認められるもの(以下「被表彰者」という。) があるときは、市町の教育委員会(市町の組合におかれる教育委員会を含む。以下同じ。)並びに県教育委員会事務局の各課長(三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年教育委員会規則第六号)第二十五条第一項に定める課長をいう。以下同じ。)が、この要綱の定めるところにより毎年八月末日(規則第七条但し書の場合を除く。)までに教育委員会に推薦するものとする。ただし推薦後その事項に異動が生じたときは、速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定により各課長が教育委員会に推薦するにあたり、あらかじめ三重県教育委員会事務局組織規則第二十二條第一項に定める地域機関の長(以下「地域機関の長」という。)及び県立学校その他教育機関の長(以下「教育機関の長」という。)に被表彰者の推薦を求めることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 三重県教育委員会表彰規則(昭和二十五年教育委員会規則第三十三号。以下「規則」という。) 第二条各号のいずれか又は第三条の規定に該当すると認められるもの(以下「被表彰者」という。) があるときは、市町の教育委員会(市町の組合におかれる教育委員会を含む。以下同じ。)並びに県教育委員会事務局の各課長(三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年教育委員会規則第六号)第二十六条第一項に定める課長をいう。以下同じ。)が、この要綱の定めるところにより毎年八月末日(規則第七条但し書の場合を除く。)までに教育委員会に推薦するものとする。ただし推薦後その事項に異動が生じたときは、速やかに報告しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定により各課長が教育委員会に推薦するにあたり、あらかじめ三重県教育委員会事務局組織規則第二十三條第一項に定める地域機関の長(以下「地域機関の長」という。)及び県立学校その他教育機関の長(以下「教育機関の長」という。)に被表彰者の推薦を求めることができる。</p>

第1号様式中「平成」を削る。
第4号様式中「平成」を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示を次のように定めます。
平成三十一年三月二十九日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会告示第九号

教育職員免許状に関する単位修得方法細則の一部を改正する告示

教育職員免許状に関する単位修得方法細則(平成十一年三重県教育委員会告示第十三号)の一部を次のように改正する。

- 一 免許状取得一覧の2 一種免許状の授与を受けるときの表の高等学校教諭の項中「免許法施行規則附則第三十四項及び第三十五項」を「免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項」に改める。
- 二 単位修得一覧の免許法別表第三の規定の適用を受ける場合の表から免許法別表第八、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四の規定の適用を受ける場合の表までを次のように改める。
免許法別表第三の規定の適用を受ける場合

3の4 小学校教諭 二種免許状				
九	一〇	一一	一二	一三
3	2	2	1	1
3	2	2	1	1
7(音楽・図画工作・体育の教科の指導法のうち二科目2単位以上を含む。)	5(音楽・図画工作・体育の教科の指導法のうち二科目2単位以上を含む。)	4(音楽・図画工作・体育の教科の指導法のうち二科目2単位以上を含む。)	2(音楽・図画工作・体育の教科の指導法のうち一科目1単位以上を含む。)	1(音楽・図画工作・体育の教科の指導法のうち一科目1単位。)
10	10	8	8	6
20	17	14	11	8
2	1	1	1	1
30	25	20	15	10

備考 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第三条に定める修得方法の例にならうものとする。

3の5 中学校教諭 一種免許状										3の6 中学校教諭 二種免許状										3の7 高等学校教諭 一種免許状							受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択	計	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数		
五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	五	六	七	八	九	一〇	一一											一二	一三
10	9	8	7	6	5	4	3	3	2	10	9	8	7	6	5	4	3	3	2	10	9	8	7	6	5	4	3	3	2	3	10	教育の基礎的理解に関する科目	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	16	4	45
3	4	5	6	7	8	9	10	10	9	3	4	5	6	7	8	9	10	10	9	3	4	5	6	7	8	9	10	10	9	3	15	1	25	3	35	4	40	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	25	1	35	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	
1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	1	2	2	3	3	3	3	3	2	1	20	1	30	3	40	4	45	

備考 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目においては、免許法施行規則第
 四条又は第五条第一項の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じた科目について、幅広く修得するよう
 努めなければならない。また、教科に関する専門的事項に関する科目以外の科目においては、免許法施行規
 則第四条又は第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

免許法附則第五項の規定の適用を受ける場合

3のB 状 論 専修免許		3のA 高 等 学 校 教 諭	3の10 中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	3の9 中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	3の8 中 学 校 教 諭 一 種 免 許 状	受 け よ う と す る 免 許 状 の 種 類	番 号	在 職 年 数	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	等	各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目	道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目	最 低 修 得 単 位 数
五	四	三	二	一	一〇	番 号	一	一〇	4	4	6	6	6	6	10
一	五		三	三	一〇	在 職 年 数	一	五	6	4	4	4	4	4	10
4	6	4	4	4	4	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	4	6	4	4	6	6	6	6	10
6	4	6	6	6	6	各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目	6	4	4	4	6	6	6	6	10
10	10	10	10	10	10	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	10	10	10	10	10	10	10	10	10

備考 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目においては、免許法施行規則第四條又は第五條第一項の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じた科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。また、教科に関する専門的事項に関する科目以外の科目においては、免許法施行規則第四條又は第五條に定める修得方法の例にならうものとする。

改正法附則第八項の規定（免許法別表第三の規定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする者に係る部分に限る。）の適用を受ける場合

3の11 高 等 学 校 教 諭 一 種 免 許 状		改 正 法 附 則 第 八 項	在 職 年 数	教 科 に 関 す る 専 門 的 事 項 に 関 す る 科 目	各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 す る 科 目	道 徳 、 総 合 的 な 学 習 の 時 間 等 の 指 導 法 及 び 生 徒 指 導 、 教 育 相 談 等 に 関 す る 科 目	選 択	計	大 学 が 独 自 に 設 定 す る 科 目	最 低 修 得 単 位 数
一〇	一一	一一	一〇	20	7	7	12	24	16	90
一一	一二	一二	一一	19	7	7	12	23	15	85
一二	一三	一三	一二	18	6	6	11	21	14	80
一三	一四	一四	一三	17	6	6	10	20	14	75
一四	一五	一五	一四	16	5	5	10	19	13	70
一五	一六	一六	一五	15	5	5	9	18	12	65
一六	一七	一七	一六	13	5	5	8	16	11	60
一七	一八	一八	一七	12	4	4	8	15	10	55
一八	一九	一九	一八	11	4	4	7	14	10	50
一九	二〇	二〇	一九	10	4	4	6	12	9	45
二〇	二一	二一	二〇	9	3	3	6	11	8	40
二一	二二	二二	二一	8	3	3	6	10	7	35
二二	二三	二三	二二	7	2	2	5	8	6	30
二三	二四	二四	二三	6	2	2	4	7	6	25
二四	二五	二五	二四	5	1	1	4	6	5	20
二五	二六	二六	二五	4	1	1	3	5	4	15
二六	二七	二七	二六	3	1	1	2	4	3	10

備考 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目においては、免許法施行規則第五條第一項の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じた科目について、幅広く修得するよう努めなければ

ばならない。また、教科に関する専門的事項に関する科目以外の科目においては、免許法施行規則第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

改正法附則第十一項、第十二項又は第十三項の規定の適用を受ける場合

3の13 免許状 幼稚園教諭一種	3の12 幼稚園教諭一種		3の12 幼稚園教諭一種	3の12 幼稚園教諭一種	3の12 幼稚園教諭一種	3の12 幼稚園教諭一種	3の12 幼稚園教諭一種	3の12 幼稚園教諭一種
	改正法附則第十一項	改正法附則第十二項						
受けようとする免許状の種類	読み替え規定	読み替え規定	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		
	三	三	5	5	5	10	15	

備考 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第二条に定める修得方法の例にならうものとする。

3の16 3の15 3の14 小学校教諭二種免許状	3の15 小学校教諭二種免許状		3の14 小学校教諭二種免許状	3の14 小学校教諭二種免許状	3の14 小学校教諭二種免許状	3の14 小学校教諭二種免許状	3の14 小学校教諭二種免許状	3の14 小学校教諭二種免許状
	改正法附則第十二項	改正法附則第十三項						
受けようとする免許状の種類	読み替え規定	読み替え規定	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数		
	一	三	5	5	5	10	10	15

備考 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第三条に定める修得方法の例にならうものとする。

| 3の17
中学校教諭一種免許状 |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 改正法附則第十一項 | 読み替え規定 | 在職年数 | 教科に関する専門的事項に関する科目 | 最低修得単位数 | | | | |
| 三 | | 10 | | 15 | | | | |

備考 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第四条第一項の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じた科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。

免許法施行規則第十一条表備考第三号及び第十二条の規定の適用を受ける場合

3の18 幼稚園教諭一種免許状	3の18 幼稚園教諭一種免許状		3の18 幼稚園教諭一種免許状	3の18 幼稚園教諭一種免許状	3の18 幼稚園教諭一種免許状	3の18 幼稚園教諭一種免許状	3の18 幼稚園教諭一種免許状	3の18 幼稚園教諭一種免許状
	四	三						
受けようとする免許状の種類	在職年数	領域に関する専門的事項に関する科目	保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数			
	2	2	2	2	2	2	2	25

備考 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第二条に定める修得方法の例にならうものとする。

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択	計	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
			理解に関する科目	指導法に関する科目					
			1	1	2	5	7	2	10
			1	1	2	6	9	3	15
			2	2	3	5	10	5	20
			2	2	4	6	12	6	25

3の19 小学校教諭 一種免許状			
六	五	四	三
1	1	2	2
1	1	2	2
4 (音楽・図画工作・体育の教科の指導法のうち二科目2単位以上を含む。)			
5	6	6	7
7	9	11	13
2	3	4	5
10	15	20	25

備考 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第三条に定める修得方法の例にならうものとする。

3の21 高等学校教諭 一種免許状				3の20 中学校教諭 一種免許状			
六	五	四	三	六	五	四	三
3	4	4	5	3	4	5	6
1	1	2	2	1	1	2	2
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目				各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目			
教育の基礎的理解に関する科目				教育の基礎的理解に関する科目			
各教科の指導法に関する科目				各教科の指導法に関する科目			
道徳、総合的な学習の時間等				道徳、総合的な学習の時間等			
教育相談等に関する科目				教育相談等に関する科目			
2	2	2	3	3	4	4	5
4	5	6	7	5	7	8	10
3	5	6	8	2	3	3	4
10	15	20	25	10	15	20	25

備考 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目においては、免許法施行規則第四条又は第五条第一項の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じた科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。また、教科に関する専門的事項に関する科目以外の科目においては、免許法施行規則第四条又は第五条に定める修得方法の例にならうものとする。

免許法施行規則第十一条表備考第四号及び第十二条の規定の適用を受ける場合

3の22 中学校教諭 一種免許状 (保健)			
六	五	四	三
3	4	5	6
1	1	2	2
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目			
教育の基礎的理解に関する科目			
各教科の指導法に関する科目			
道徳、総合的な学習の時間等			
教育相談等に関する科目			
3	4	4	5
5	7	8	10
2	3	3	4
10	15	20	25

備考 この表における単位の修得方法は、教科に関する専門的事項に関する科目においては、免許法施行規則第四条第一項の表備考第一号に掲げる免許教科の種類に応じた科目について、幅広く修得するよう努めなければならない。また、教科に関する専門的事項に関する科目以外の科目においては、免許法施行規則第四条に定める修得方法の例にならうものとする。

免許法施行規則附則第三十八項及び第三十九項の規定の適用を受ける場合

6のB		6のA				
別表第六 の二備考	栄養教諭一 種免許状					
	九	八	七	六	五	
	6	10	14	18	23	
2	1	1	2	2	2	
2	1	1	1	2	2	
4	2	3	3	3	3	
6	3	4	4	5	5	
8	10	15	20	25	30	

備考 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第十条に定める修得方法の例にならうものとする。

免許法別表第七の規定の適用を受ける場合

7の2 特別支援学校教諭 二種免許状	7の1 特別支援学校教諭 一種免許状	受けようとする免 許状の種類		特別支援教育に関する科目 特別支援教育の基礎 理論に関する科目	特別支援教育領域に 関する科目	免許状に定められることとなる特別支 援教育領域以外の領域に関する科目	選択 得単位 数	最低修 得単位 数
		在職 年数	年数					
三	三							
1	1							
2	2							
2	2							
1	1							
6	6							

備考 この表における特別支援教育領域に関する科目の単位の修得方法は、視覚障害者又は聴覚障害者を定める場合においては二単位、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者を定める場合においては一単位以上修得するものとする。

免許法別表第八、免許法施行規則第十八条の二の表備考第四の規定の適用を受ける場合

8の5			8の4				8の3			8の2			8の1			受けようとする免許状の種類	有すること を必要とす る免許状 の種類	有する ことを 受けよ うとす る免許 状に関 する在 職年数	科目	保育内 各教科 の指導 法に関 する科 目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及 び生徒指導、教育相談等に関する科目	大学 が独 自に 設定 する 単位 数
状	論	普通免許 状	小学校教諭 普通免許 状	小学校教諭 普通免許 状	小学校教諭 普通免許 状	中学校教諭 普通免許 状	中学校教諭 普通免許 状	中学校教諭 普通免許 状	幼稚園教諭 普通免許 状	幼稚園教諭 普通免許 状	幼稚園教諭 普通免許 状	幼稚園教諭 普通免許 状	幼稚園教諭 普通免許 状	幼稚園教諭 普通免許 状								
三			三	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	一	〇	三	6						
二	一	〇	三	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	一	〇	3	6						
			5	5	7	10																
1	1	2	1	1	2	2	5	7	10	5	7	10										
1	1	1								1	1	1										
1	1	2	1	2	2	2	1	2	2	1	2	2										
2	3	4																				
5	6	9	7	8	11	14	6	9	12	7	10	13	3	6								

8の6 状 論 一 種 免 許 状	高等学校教諭 普通免許状 (二種免許状を除く。)	二	○			2			2	8	12
			一			1			2	6	9
			二			1			1	4	6

備考

- 一 この表における単位の修得方法は、免許法施行規則第十八条の二に定める修得方法の例にならうものとする。
- 二 この表における「受けようとする免許状に関する在職年数」は、平成二十八年四月一日以降のものとする。

附 則

この細則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓 令

教委訓第2号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成31年3月29日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱の一部を改正する訓令

三重県教育委員会鍵情報等管理要綱（平成16年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 組織規則第22条第1項に規定する地域機関</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 組織規則第23条第1項に規定する地域機関</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

教委訓第3号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成31年3月29日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会処務規程（平成14年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 組織規則第22条第1項に規定する地域機関</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地域機関等 次に掲げるものをいう。</p> <p>イ 組織規則第23条第1項に規定する地域機関</p>

ロ・ハ (略)
(7)～(10) (略)

ロ・ハ (略)
(7)～(10) (略)

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

教委訓第4号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成31年3月29日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 地域機関 組織規則第22条に規定する地域機関並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第20条第3項に規定する図書館、総合博物館、美術館及び斎宮歴史博物館をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 次長 組織規則第25条第1号に規定する副教育長（前号に規定する副教育長を除く。）及び同条第2号に規定する次長（前号に規定する次長を除く。）並びに組織規則第27条第1項に規定する総括市町教育支援・人事監及び監のうちあらかじめ定められた者をいう。</p> <p>(11) 課長 組織規則第25条第3号に規定する課長、同条第4号に規定する担当課長並びに組織規則第27条第1項に規定する市町教育支援・人事監及び監のうちあらかじめ定められた者をいう。</p> <p>(12) 市町教育支援・人事監 組織規則第27条第1項に規定する市町教育支援・人事監をいう。</p> <p>(13) 班長 組織規則第25条第6号に規定する班長をいう。</p> <p>(14) 所長 組織規則第26条第1号に規定する所長並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第110条第1項に規定する図書館の館長、総合博物館の館長、美術館の館長及び斎宮歴史博物館の館長をいう。</p> <p>(15) 地域機関の課長 組織規則第26条第3号に規定する課長並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第110条第1項に規定する地域機関の課長のうち、図書館の課長、総合博物館の課長、美術館の課長及び斎宮歴史博物館の課長をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 地域機関 組織規則第23条に規定する地域機関並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第20条第3項に規定する図書館、総合博物館、美術館及び斎宮歴史博物館をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 次長 組織規則第26条第1号に規定する副教育長（前号に規定する副教育長を除く。）及び同条第2号に規定する次長（前号に規定する次長を除く。）並びに組織規則第28条第1項に規定する総括市町教育支援・人事監及び監のうちあらかじめ定められた者をいう。</p> <p>(11) 課長 組織規則第26条第3号に規定する課長、同条第4号に規定する担当課長並びに組織規則第28条第1項に規定する市町教育支援・人事監及び監のうちあらかじめ定められた者をいう。</p> <p>(12) 市町教育支援・人事監 組織規則第28条第1項に規定する市町教育支援・人事監をいう。</p> <p>(13) 班長 組織規則第26条第6号に規定する班長をいう。</p> <p>(14) 所長 組織規則第27条第1号に規定する所長並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第110条第1項に規定する図書館の館長、総合博物館の館長、美術館の館長及び斎宮歴史博物館の館長をいう。</p> <p>(15) 地域機関の課長 組織規則第27条第3号に規定する課長並びに三重県行政組織規則（平成14年三重県規則第35号）第110条第1項に規定する地域機関の課長のうち、図書館の課長、総合博物館の課長、美術館の課長及び斎宮歴史博物館の課長をいう。</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

教委訓第5号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成31年3月29日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
三重県教育委員会事務局職員安全衛生管理規程（平成17年教委訓第3号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域機関 教育委員会組織規則第22条第1項に規定する地域機関をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(健康指示区分による養護措置)</p> <p>第24条 安全衛生管理責任者は、当該職員に通知するとともに健康管理医の指導に従い別表第2に掲げる基準により必要な養護措置を講じなければならない。また、既に講じた措置又は、講じようとするこれらの措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）を健康管理医に情報提供しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域機関 教育委員会組織規則第23条第1項に規定する地域機関をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(健康指示区分による養護措置)</p> <p>第24条 安全衛生管理責任者は、当該職員に通知するとともに健康管理医の指導に従い別表第2に掲げる基準により必要な養護措置を講じなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

教委訓第6号

教育関係機関

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成31年3月29日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県立学校職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
三重県立学校職員安全衛生管理規程（平成10年教委訓第8号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(産業医)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 産業医は、法第13条第1項、第3項及び第5項並びに労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条第1項及び第15条第1項に規定する職務を行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指導区分の決定及び措置)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>(産業医)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 産業医は、法第13条第1項及び第3項並びに労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条第1項及び第15条第1項に規定する職務を行う。</p> <p>4 (略)</p> <p>(指導区分の決定及び措置)</p> <p>第24条 (略)</p>

- | | |
|--|---|
| <p>2 安全衛生管理責任者は、前項の規定に基づき、指導区分を決定し、衛生管理者及び当該職員に通知するとともに、健康管理上必要な事後措置を講じなければならない。<u>また、既に講じた措置又は、講じようとするこれらの措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）を産業医に情報提供しなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> | <p>2 安全衛生管理責任者は、前項の規定に基づき、指導区分を決定し、衛生管理者及び当該職員に通知するとともに、健康管理上必要な事後措置を講じなければならない。</p> <p>3 (略)</p> |
|--|---|

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

公 告

三重県教育委員会公告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

平成31年3月29日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
鈴鹿市立一ノ宮幼稚園	平成31年3月31日	入園希望者が減少し、適正規模の集団による幼児教育が困難となったため
明和町立双葉幼稚園	平成31年3月31日	園児数の減少により集団教育が困難になってきたため
明和町立旭ヶ丘幼稚園		

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成31年3月29日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
四日市市立笹川東小学校	平成31年3月31日	学校を統合するため
四日市市立笹川西小学校		
伊勢市立豊浜中学校	平成31年3月31日	学校を統合するため
伊勢市立北浜中学校		

公立学校の設置届を次のとおり受理しました。

平成31年3月29日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設 置 の 理 由
四日市市立笹川小学校	四日市市笹川六丁目25番地	平成31年4月1日	笹川東小学校と笹川西小学校を統合し、新たに笹川小学校を設置するため
伊勢市立桜浜中学校	伊勢市植山町461番地	平成31年4月1日	豊浜中学校と北浜中学校を統合し、新たに桜浜中学校を設置するため

お 知 ら せ

平成31年3月18日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

三重県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成三十一年三月十八日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県条例第九号

三重県職員定数条例の一部を改正する条例

三重県職員定数条例（昭和二十四年三重県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の定数) 第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 知事の事務部局の職員 四、三三〇人 二 (略) 三 教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関の職員 二六一人 四 十 (略)	(職員の定数) 第二条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 一 知事の事務部局の職員 四、三三五人 二 (略) 三 教育委員会の事務部局及び学校以外の教育機関の職員 二七六人 四 十 (略)

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会